大阪府立大学工業高等専門学校 障がい学生支援方針

平成28年4月1日 制定

1. 基本理念

大阪府立大学工業高等専門学校は、障害者基本法(平成 23 年法律第 90 号)の基本理念に基づき、 障がいの有無によって分け隔てることなく相互に人格と個性を尊重し合い、学生、教員、職員の多様 性を重んじる開かれた学校を目指します。また、本校構成員一人ひとりが障がいについて共に学び、 お互いに支え合うことにより、障がいがあってもその能力を最大限に発揮できる環境を整えます。

2. 基本方針

大阪府立大学工業高等専門学校は、次の5つの基本方針により、障がい学生の支援に取り組みます。

- (1) 学生の個別の意志・選択を常に尊重する。
- (2) 学生本人を交えて十分に話し合い、支援のあり方を考える。
- (3)全校の関係者が協力して支援に取り組む。
- (4) すべての学生に等しく修学の機会を保障する。
- (5) 個人情報の保護を徹底する。

3. 対象及び範囲

支援の対象とする障がい学生は、様々な障がい及び障がいに伴う社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制約を受ける状態にある学生とします。

支援の範囲は、入試、入学から卒業までの修学に関する事項、進学・就職の支援等に関する事項とします。

4. 組織体制

障がい学生に対する支援内容について検討するための全校的な委員会として設置した障がい学生支援委員会を中心に、障がい学生が所属するクラスの担任教員、授業担当教員、学生相談室など関係教職員が緊密に連携して、障がい学生への支援を行います。